

世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
《国際研究拠点形成促進事業費補助金》
Q&A集(追加分)

【運営】

問 1. ホスト機関の長を拠点構想責任者として登録することは可能か。

(答)

ホスト機関の長を拠点長として登録できるかということであれば、拠点長には、当該拠点の活動に専任していただくことを求めていますので、事実上、難しいのではないかと考えております。

一方、拠点長が着任するまでは、便宜上、研究グループのリーダーが拠点構想責任者となりますが、その立場として、ホスト機関の長が拠点構想責任者を兼ねることは、問題ないかと思われます。ただし、その場合においても、事業開始後、速やかに拠点長が着任し、拠点構想責任者として当該拠点の活動に専念いただくことが望まれます。

【拠点を構成する研究者等】

問 2. 応募にあたって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。その際、連携先の機関長の正式な文書は必要か。

(答)

必ずしも詳細な条件等も含め完全に合意に達することを求めるものではありませんが、基本的には、採択された際には協力するという方向で話をしていただければ良いと考えております。また、応募に際し、そのことに関しての文書の提出は必要ありません。

問 3. サテライトの設置の有無が審査基準に影響するのか。必ずしもサテライトを設けなければならないということではないのか。

(答)

サテライトを設けなければいけないということはありません。ただ、サテライトを設けた結果として構想全体が良いものとなれば、そのことは審査の上でプラスに評価されることとなります。

【研究資金等の確保について】

問 4. 研究者に支給される給与等は原資が何であろうと(運営費交付金等の財源を問わず)、「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に含めてよいか。

(答)

「ホスト機関からの現物供与」については、特に原資は問いません。

問 5. 研究者に支給される給与等を「リソース」に含める場合に、支給額全てを「リソース」に含めてよいか。

(答)

研究者の給与を現物供与としてリソースに含める場合は、当該研究者のエフォートを考慮してください。(「主任研究者・拠点長候補者個人票」における「エフォート(1)」を用いてください。)

【ホスト機関のコミットメントについて】

問 6. 公募要領の「ホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付け」ることについて、例えば、大学や独法の場合は、中期計画を改訂することとなると思うが、事業開始前や19年度中の中期計画の改訂を必ずしも求めるものではないと理解してよいか。

(答)

当該拠点構想を中長期的な計画上に明確に位置付けることについては、できるだけ早いタイミングで対応していただくことが望ましいと思います。

しかしながら、必ずしも、事業開始当初からの対応を要件とはしておりませんので、例えば、大学や独法等で、20年度に向けた中期計画の改訂が既に予定されている場合に、そのタイミングに合わせて本プログラムで求める主旨の改訂を行うことを排除するものではありません。

【経費について】

問 7. 連携機関に、直接経費の他に直接経費見合い相当の間接経費を配分できますか。

(答)

経理は原則としてホスト機関が行うことが基本であり、間接経費はホスト機関に配分されます。

配分された間接経費をホスト機関がどう使用するかは、間接経費の執行の原則にしたがって、ホスト機関において適切に判断してください。(例えば、連携機関との契約等に基づいて一定の経費が連携機関に流れるというのありうと思いますが、用途を特定しない資金を他の機関に配分する(間接経費を再配分する)ことは、不適切と考えます。)

【審査要領について】

問 8. 審査に当たっての着眼点の中に、「本プログラムが終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続ける」とあるが、本プログラム終了後は、独立した拠点として存続する必要があるということか、それとも大学の中で活動が続いていくというイメージか。

(答)

どういう形であれ、その拠点としての活動が、プログラムの終了以降も続いていくことが必要と考えております。すなわち、10年間という時限のものでない、目にみえる拠点を作っていただきたいというのが本プログラムの本来の主旨です。

【事前応募登録書及び応募書類について】

問 9. 応募書類の様式や様式に記載されている各項目を改変してもよいか。

(答)

応募書類の作成に当たって、様式や様式に記載されている各項目(注意書きを含む)の改変、削除はできません。なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を縦に伸縮させることは可能です。

問10. 事前応募登録書及び応募書類にページ制限はあるか。また、要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

(答)

事前応募登録書は拠点ごとに英語、日本語の2つのバージョンについて、それぞれ1枚で作成してください。また、応募書類の「1.拠点構想等の概要について」は、英語、日本語の2つのバージョンについて、それぞれA4版3枚以内で作成してください。それ以外についてはページ制限はありませんが、審査員が評価するということを考慮して常識の範囲内で作成してください。また、要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問11. 事前応募登録書に添付する論文は、レベルが高いものを選ぶべきなのか、拠点の構想に主眼をおいたものを選ぶべきなのか。

(答)

事前応募登録書は、書類審査において、「研究内容の観点から選定するレビュー」を選ぶために用いられるものであり、審査の対象となるものではありません。したがって、同登録書に添付する論文についても、拠点構想における研究の内容がより明確となるものをお選びください。

問12. 事前応募登録書等のホスト機関の長の欄の記載について、ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、どのように記載すればよいのか。

(答)

ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、提出時のホスト機関の長の氏名を記載し、その横に括弧書で着任予定の者の氏名及び着任予定年月日を記載してください。

問13. 事前応募登録書及び応募書類の電子データは、PDFファイルに変換する必要はあるか。

(答)

ともに、ダウンロードしたファイル形式(ExcelあるいはWord)のまま提出してください。

問14. 「拠点長候補者がどのような拠点の構築を目指し、如何に達成するかビジョン」は英語、日本語の2つのバージョンを添付する必要はあるか。

(答)

応募書類の「1.拠点構想等の概要」には英語、日本語の両バージョンを、「2.拠点構想」には英語バージョンをそれぞれ添付して下さい。

問15. 「1.拠点構想等の概要」の充当計画欄の申請金額は間接経費を含めた金額を記載する必要があるか。

(答)

直接経費の30%に相当する間接経費を含めた金額を記載して下さい。また、初年度(平成19年度)は、事業実施期間を半年と想定した額を記載して下さい。

問16. 「2.拠点構想」に添付する拠点長候補者に対する「拠点が対象とする研究分野で世界的な業績のある研究者の推薦状」には署名が必要か。

(答)

推薦状には署名が必要です。

問17. 「海外、国内他機関から招へいする研究者の拠点構想への参加の意思を示した書簡」はE-mailでもよいか。

(答)

E-mailを添付することも可能です。

問18. 添付様式1、2以外の添付資料は、電子データにして提出する必要があるか。

(答)

添付様式1、2以外の添付資料も電子データにして提出してください。

問19. 応募書類を提出した後、不備が見つかった場合、差し替えは認められるのか。

(答)

応募書類提出後の差し替えは一切認められません。

(順不同)